

BIC WiMAX 会員専用
ユーネクストプラットフォーム利用規約

平成 26 年 4 月 1 日版



第1章 総則

第1条（目的）

株式会社 U-NEXT（以下「当社」といいます。）は、株式会社ラネット（以下「ラネット」といいます。）が定める BIC WiMAX SERVICE 通信サービス契約約款に基づき通常料金契約（以下「BIC WiMAX 回線契約」といいます。）を締結している者（以下「BIC WiMAX 会員」といいます。）を対象に、以下に定める「BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォームサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（本サービスの定義）

BIC WiMAX 会員は、本サービスを利用することにより、当社が提供するユーネクストビデオサービスを利用できるものとします。

第3条（本規約の承諾および本サービス利用契約の締結）

BIC WiMAX 会員は、本規約に同意し、当社が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。尚、BIC WiMAX 会員のうち、当社と本サービス利用契約を締結している者を「契約者」といいます。

第4条（契約者に対する通知）

本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1) ユーネクストサービスの画面上または当社もしくはラネットのホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。

(2) 本サービス利用契約申し込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社またはラネットが契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 本サービス利用契約申し込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定

したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第5条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約申込者	当社に本サービス利用契約の申し込みをする者
契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者
対応デバイス	当社の指定する技術的基準に適合するユーネクストサービスの対応デバイス
ユーネクストプラットフォーム	ユーネクストサービスを提供するために当社が構築する設備一式
ユーネクスト	契約者に対しユーネクストプラットフォームを介して情報、コミュニケーション、ソフトウェア、映像、画像(写真を含みます。)、音楽、音声その他の情報(以下、総称して「番組」といいます。)を無料または有料で提供するサービス
ユーネクストサービス	当社が指定するプラットフォームを使用することにより利用可能となるサービスの総称
ユーネクストビデオサービス	当社が提供する、契約者が利用可能な映像配信サービス

第2章 ユーネクストサービス

第6条(本サービスの利用)

当社は、本サービスを、日本国内で、サービス提供が可能な地域において提供します。

2. ユーネクストプラットフォームの利用契約を締結することなくユーネクストサービスに関する契約を締結することはできないものとし、ユーネクストプラットフォームの利用契約が原因のいかんを問わず終了した場合、ユーネクストプラットフォームの利用契約の終了と同時に、ユーネクストサービスに関する全ての契約が自動的に解約されるものとします。

3. 本サービスに申込みにより利用可能なユーネクストサービスの種類、料金は本規約別紙に定めるとおりとします。本サービスおよびユーネクストサービスのラインナップ、内容等は、変更または終了する場合があります。その場合、当社はその責任を負わないものとします。

4. ユーネクストサービスについて、契約者の利用回線の種別、対応デバイスの種別、その他契約内容等により、提供内容を制限する場合があります。その場合であっても、ユーネ

カスタマーサービスの利用の対価として、当社が別途規定する利用料(以下、「利用料」といいます。)に変更は生じないものとします。

第3章 契約

第7条(契約の申し込み)

本サービス利用契約は、ラネットが定める BIC WiMAX SERVICE 通信サービス契約約款に基づき締結されている会員契約（以下「BIC WiMAX 会員契約」といいます。）ごとに申し込むことができます。

2. BIC WiMAX 会員による本サービス利用契約の申し込みは、本規約、ユーネクストビデオサービス利用規約およびラネットが定めるオプションストア規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

3. 本サービス利用契約は、1名の自然人からの申し込みに関し限り受け付けるものとし、法人、その他社団、組合等からの申し込みは受け付けません。

第8条(契約申し込みの承諾)

当社は、前条の本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第4条に基づき契約申込者に通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1)契約申込者が、本サービス利用契約申し込みの際に、虚偽の事実を通知したことが判明したとき

(2)契約申込者が、本サービス利用契約および個別規定等で定められた利用料その他債務の支払いを怠る恐れがあると当社が判断したとき

(3)その他本サービス利用契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上、支障があると当社が判断したとき

第9条(本サービス利用開始日および利用料)

本サービスの利用開始日は、第4条に基づき当社が発行する各種 ID、パスワードを契約者に通知した日とします。

2. 契約者が BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォームを通じてユーネクストビデオサービスを利用する場合、ユーネクストビデオサービスの月額利用料は、本サービスの利用開始日が属する月から発生するものとします。

第10条(契約内容の変更)

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、

当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 技術的条件等から当社が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該契約者は、本規約に従い解約の手続きをとるものとします。
5. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 11 条(契約者が行う契約の解約)

契約者は、本サービスの利用契約を解約しようとするときは、そのことを当社が指定する方法により、当社に通知するものとし、当社が解約について承諾した場合、当社が承諾した日が契約の解約日になります。

2. 本サービスの利用中に生じた契約者の債務は、本サービスの解約後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
3. 本サービスに関する契約の解約を行った場合、当社は前払い利用料を払い戻ししません。
4. 契約者が本サービスに関する契約を解約し、再度当社と本サービスに関する契約を締結する場合、再契約前に債務を全て精算していることを条件とします。
5. 契約者が本サービスに関する契約を解約し、再度当社と本サービスに関する契約を締結する場合においては、解約前に結んでいた契約とは別の、新たな契約とみなします。

第 12 条 (BIC WiMAX 会員契約等の終了に伴う本サービス利用契約の解約)

本サービス利用契約は、契約者の BIC WiMAX 会員契約またはその BIC WiMAX 会員契約に属する全ての BIC WiMAX 回線契約が終了したときは、その終了日が解約日となります。

第 13 条(利用停止および契約の解除)

当社は、次の場合には、契約者に事前に通知することなく契約者による本サービスの利用を停止、もしくは本サービス利用契約を解除できるものとします。

- (1)契約者が本規約に違反したと当社が認めた場合
- (2)契約者の所在が不明になった場合または契約者と連絡が取れない場合
- (3)本サービスの運営を妨害、または当社の名誉信用を毀損した場合
- (4)契約者が当社に対し負担する債務について当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合
- (5)契約者の死亡が確認された場合
- (6)その他、契約者として当社が不適切と判断した場合

第 14 条(本サービスの利用制限)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

- (1)当社が本サービスを提供するために、技術上、一時的な使用制限が必要と判断した場合
- (2)本サービスの提供に必要な設備に故障が生じた場合
- (3)天災、事変その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- (4)その他、本サービスを提供できない合理的な理由が生じた場合

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を制限するときは、原則として契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第 15 条(料金の減免)

当社は、ユーネクストサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、ユーネクストサービスが完全に利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、ユーネクストサービスが完全に利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限りま

す。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額を損害賠償金額の上限とします。

第 16 条(債権の譲渡および譲受)

契約者は、当社が月額利用料等ユーネクストサービスにかかわる債権を UQ コミュニケーションズ株式会社に譲渡すること、および UQ コミュニケーションズ株式会社がラネットに対して当該債権を再譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 17 条(支払方法)

契約者は、本規約別紙に規定する料金を次の各号に定める方法により支払いを行うものとします。

- (1)ラネットが定める支払方法。
- (2)その他当社が定める支払方法。

第 18 条(契約者の通信料金等)

契約者が本サービスを利用するために必要な電気通信回線の通信料金等は、利用料には含まれず、契約者が別途これを負担するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するために必要な機器類(テレビを含みます。)および電気通信回線への接続の準備ならびにこれらの維持管理を自らの責任と負担で行うこととします。

第 19 条(延滞利息)

契約者は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年 14.5%の割合で算出した延滞利息を、当社に対し支払うものとします。

第5章 損害賠償

第 20 条(免責)

当社は、本規約に定めがあるもののほか、本規約に基づく本サービスの一時停止もしくは利用制限、本サービス利用契約の変更、または契約解除により契約者が被った損害、および当社の責めに帰すべからざる事由により第三者との間で生じたトラブルに起因して契約者が被った損害に対して、いかなる責めも負いません。

2. 当社は、本サービスの利用に関連して当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、特に定めがない場合は、当該契約者に現実的に発生した通常損害の範囲に限られ、逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害については責任を負わないものとします。

3. 当社は、契約者その他のいかなる者に対しても本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商品取引上の紛争、その他原因のいかんを問わず、いかなる責任も負わないものとします。

4. 当社は、本サービスおよび本サービスにより提供される情報に関して、その完全性、正確性、有用性等に関するいかなる保証も行いません。

5. 当社は、本サービスを通じて契約者または第三者が取得した情報等の利用結果についてのいかなる保証も行わず、また損害賠償も行いません。

6. 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。

第6章 その他

第 21 条(利用にかかわる禁止行為)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないも

のとします。

- (1) 契約者と同一世帯以外の第三者に対して視聴させる等の著作権または著作隣接権その他の権利を侵害する行為または侵害の恐れのある行為
 - (2) 本サービスにより利用し得る情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為
 - (3) 本サービスの運営を妨げるような行為
 - (4) 法令または公序良俗に反する行為
 - (5) 犯罪行為または犯罪行為に結びつく恐れのある行為
 - (6) 当社、他の契約者または第三者の名誉、人格もしくは信用等を毀損する行為またはこれらの者に不利益を与える行為
 - (7) 対応デバイスによらない本サービスの利用
 - (8) 本サービスを商用目的に利用すること、または本サービスを利用して、第三者に対して商業行為を行うこと
 - (9) 本サービスの日本国外での利用および、利用を目的とした技術の使用
2. 契約者は、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 22 条(アカウント)

契約者が本サービスを利用するためには、アカウントを使用するものとします。

2. 本サービスで使用可能なアカウントには、本サービス利用契約成立時に当社が契約者に付与する主契約アカウントと契約者の別途の申込みに従い当社が付与するファミリーアカウントがあります（以下、主契約アカウントおよびファミリーアカウントを個別にまたは総称して「アカウント等」といいます）。本サービスの利用にあたり契約者は、同居の親族（但し、当社の認める範囲に限ります）による本サービス利用のためファミリーアカウントを 3 個まで申込むことができます。契約者以外の者がファミリーアカウントの申込みをすることはできません。
3. ファミリーアカウントの付与および利用は、契約者がそのファミリーアカウント使用者に本規約を遵守させることを条件とします。ファミリーアカウント使用者による本サービスの利用は、理由の如何を問わず、契約者による本サービスの利用とみなし、ファミリーアカウント使用者が本規約を同意したもものとして取扱います。当社は、その裁量によりいかなる理由でもファミリーアカウントの申込みを拒否する権利、ファミリーアカウントの使用を停止する権利およびファミリーアカウントを削除する権利を保有します。
4. 契約者は、アカウントを第三者に販売、譲渡等をしてはならないものとします。契約者は、アカウントの盗難または第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示がある場合、契約者は当社の指示に従うものとします。

5. 当社は、前項に定めるアカウントの販売、譲渡等が行われた場合またはその恐れがあると当社が認めた場合、一定期間ファミリーアカウントが使用されていないと当社が認めた場合、もしくはその他当社が必要と認める場合、該当するアカウント等を一時的に利用停止または削除することがあります。また、主契約アカウントが削除された場合、関連するファミリーアカウントも同時に削除されます。
6. 契約者は、当社所定の方法により、ファミリーアカウントにアクセスすることができ、ファミリーアカウントの利用(有料サービスおよびコンテンツ・サービスへのアクセス等)について、当社所定の方法により、制限を設けることができます。ファミリーアカウントの使用について、当社から契約者またはファミリーアカウント使用者に対し通知を送る場合があります。契約者は、ファミリーアカウント使用者の一切の行為(ユーネクストビデオサービス(コンテンツ・サービスの利用、PPVの購入等)およびその他当社が随時指定するユーネクストサービスを含みますが、これらに限定されません。)に対して、契約者の故意過失および当該ファミリーアカウント使用者の個別の行為についての契約者の認識の有無に関わらず、金銭の支払いその他一切の債務を含め、すべての責任を負うこととなります。
7. 契約者はアカウント(パスワード、その他当社が指定する情報を含みます。以下同じ。)を自己の責任において管理するものとし、アカウントの不正使用が行われないよう、その情報を適切に保管する義務を負うものとします。アカウントについて使用上の誤り、本規約に基づくアカウントの利用停止、削除その他何らかの理由により契約者またはファミリーアカウント使用者に損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。なお、アカウントが使用された場合、該当する契約者またはファミリーアカウント使用者による使用とみなすものとします。
8. 契約者が、契約者以外の情報を登録してファミリーアカウントの申込みをする場合には、本規約の内容および当社が第三者に対し個人情報を開示することにつきファミリーアカウント使用者の同意を得た上で、ファミリーアカウント使用者に関するすべての必要情報を提供し、当該申込みを行って頂きます。
9. コンテンツやサービスの種類によっては、ファミリーアカウントでは利用できない場合があります。
10. アカウント等を利用して同一のコンテンツを同時に視聴または利用することはできないものとします。

第23条(Cookie等属性情報について)

当社は、本サービスにおいて以下各号の目的のため、CookieまたはActiveX等により契約者および契約者が認める視聴者の情報およびアクセス履歴等の属性情報を使用します。

(1)各番組を円滑に提供するため

(2)契約者および契約者が認める視聴者の興味、嗜好等の属性情報に基づき本サービスにおいて、バナー広告または動画広告等の送信、表示等を含む様々な方法により、当社または第三者の商品・サービスの広告宣伝行為を行うため

- (3)本サービスの視聴者数または通信のトラフィック量を調査するため
- (4)契約者および契約者が認める視聴者が視聴手続きした情報に基づき、本サービスを簡単に利用したり、当社からの情報の伝達を容易に行うため
- (5)本サービスの番組またはサービス内容等を改善するため

第 24 条(権利の帰属)

本サービスを通じて当社、または本サービスで配信する各種情報の提供者(以下「コンテンツプロバイダ」といいます。)が提供する各種番組に関する著作権等の知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社またはコンテンツプロバイダに帰属するものとし、各情報の集合体としての本サービスのレイアウト、デザインおよび構造に関する著作権等の知的財産権その他の権利は、当社に帰属するものとします。

第 25 条(補償)

契約者は、本サービスの利用、契約者による本規約もしくは個別規定等の違反を原因とする知的所有権その他の権利の侵害に起因する第三者からの請求(合理的な弁護士費用を含みます。)について、契約者自身が一切の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社、当社の関係会社または当社を含む本サービスの提供者等に損害を被らせないこととし、契約者資格を喪失した後も同様とします。

第 26 条(本サービスの終了)

当社は、契約者に対する 1 ヶ月前の予告をもって、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、当社は契約者その他のいかなる者に対していかなる責任も負わないものとします。

第 27 条(業務委託)

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 28 条(その他)

本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。

2. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
3. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する

る紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

4. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

第7章 附帯サービス

第 29 条(ポイントの付与)

当社は、ユーネクストサービス利用のため契約者に対してポイントを発行することがあります。ポイントの有効期間は発行日から起算して 45 日間とし、期間満了までに費消されていないポイントは理由のいかんを問わず消滅するものとします。

2. ポイントは譲渡できないものとします。

第 30 条 (適用関係)

契約者は、本規約に規定なき事項については、ラネットが定める「オプションストア規約」および当社が定める「ユーネクストビデオサービス規約」の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者および当社は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、「オプションストア規約」および「ユーネクストビデオサービス規約」の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

附則

・本規約は平成 25 年 2 月 26 日より効力を有するものとします。

制定日：平成 25 年 2 月 26 日

平成 25 年 9 月 1 日 一部改訂

平成 25 年 12 月 2 日 一部改訂

平成 26 年 2 月 20 日 一部改訂

平成 26 年 4 月 1 日 一部改訂

(平成 26 年 4 月 1 日以降にお申し込みのお客様のサービス一覧)

ユーネクストプラットフォーム

サービス名	価格	説明	適用規約・約款
BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム	初期登録料：0 円 月額利用料：0 円	ユーネクストサービスのご利用に必要なプラットフォーム	BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム利用規約

契約者は以下に規定するユーネクストサービスをご利用いただけます。ご利用開始日、課金開始月等については、それぞれ適用される規約に定めるものとします。また、当社は BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム利用規約およびユーネクストビデオサービス利用規約に同意のうえ、ビデオ見放題サービスを利用する契約者に対して、本サービス利用開始日が属する月の翌月から本サービス利用契約の終了日が属する月まで、毎月 1000 ポイントの PPV ポイントを発行します。

サービス名	価格	説明	適用規約・約款
ビデオ見放題サービス	月額利用料 1,990 円 (税抜) /月	月々利用料をいただく映像配信サービス。	ユーネクストビデオサービス利用規約
ペイ・パー・ビューサービス	都度購入	ご利用ごとに料金をいただくサービス	ユーネクストビデオサービス利用規約

消費税相当額の端数処理の結果、精算金額に差額が生じる場合があります。

(平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間中にお申し込みのお客様への経過措置としての料金を含むサービス一覧)

ユーネクストプラットフォーム

サービス名	価格	説明	適用規約・約款
BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム	初期登録料：0 円 月額利用料：0 円	ユーネクストサービスのご利用に必要なプラットフォーム	BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム利用規約

契約者は以下に規定するユーネクストサービスをご利用いただけます。ご利用開始日、課金開始月等については、それぞれ適用される規約に定めるものとします。また、当社は BIC WiMAX 会員専用ユーネクストプラットフォーム利用規約およびユーネクストビデオサービス利用規約に同意のうえ、ビデオ見放題サービスを利用する契約者に対して、本サービス利用開始日が属する月の翌月から本サービス利用契約の終了日が属する月まで、毎月 864 ポイントの PPV ポイントを発行します。

サービス名	価格	説明	適用規約・約款
ビデオ見放題サービス	月額利用料 1,896 円 (税抜) /月	月々利用料をいただく映像配信サービス。	ユーネクストビデオサービス利用規約
ペイ・パー・ビューサービス	都度購入	ご利用ごとに料金をいただくサービス	ユーネクストビデオサービス利用規約

消費税相当額の端数処理の結果、精算金額に差額が生じる場合があります。

以上